

第4分科会：環日本海市民活動

世界市民法廷とアジア人権裁判所の設立について

金子利喜男（札幌大学）

現在、世界各国は、自国が同意しないかぎり、原則として、いかなる国際裁判所の裁判管轄権をも受諾する義務がない。その結果、国際法の独善的な解釈と適用が、国際問題を長期にわたって未解決のまま長引かせ、あるいは内政干渉、武力行使、残虐行為まで至るも、法的には訴追されない無法状態を生んできた。このような社会は、ある意味では、群雄または専制君主が割拠していた時代の世界に似ている。21世紀に入っても、国際社会の分野では、原始時代や封建時代の要素が残存している。

われわれ5名の日本人は、かかる世界の専横にもはや耐えられず、2000年5月、中立的かつ普遍的な世界市民法廷を創建し、そこでは世界のいかなる市民も、いかなる時、いかなる場所からも、国際法の侵犯者を訴追でき、かつ被告が出廷しなくとも、法的判断を下すことができる国際的な常設機構を創設した。世界市民法廷（WOCIT）は、全人類の性格をおびている。たとえば、世界市民法廷の判事数は、3分の1までが国家推薦枠である。判事の推薦権では、たとえば、都道府県市町村などの地方自治体の首長が、大きな比重を占めている。手続きは、インターネットを駆使し、世界的規模で行われる。WOCITは、現段階において暫定裁判所の形態で存在し、それはすでに10の国際的事件を受理した。そのなかで、アジアに関係するのは、1）日本、ロシア、アイヌ民族間の領土問題；2）インド、パキスタン、中国が関わるカシミール問題；3）中国、ベトナム、マレーシア、フィリピン、台湾等が関わる南シナ海上諸島の領有権問題；4）日本と韓国間の竹島領有権問題などである。カシミール事件について、

WOCITは、インドとパキスタン両首脳にたいし、核戦争の拳に走らないよう3回にわたり緊急措置を勧告した。WOCIT付属アジア人権裁判所（WOCIHRAC—仮称）はパングラディッシュ人権委員会の事務総長・サイフル・ディルダール氏（私の発表当日、環日本海学会に表敬訪問予定）が、WOCITアジア総会準備委員会の委員長に立候補したため、現実性をおびてきた。私が構想しているWOCIHRACの骨子は、以下の通りである。

- 1) 現存の暫定裁判所にかんする諸規則を準用し、WOCIHRACも暫定裁判所（IC）の形態から出発するが、アジア地域（ロシアのアジア部をふくむ）の国際法上の人権問題にかんする訴状だけを受理する。
- 2) ICは、中立的訴状だけを受理する。原告が被告を一方的に非難する一方的訴掛について、ICは、提訴人が他の当事者の意見をも併記すること、非難的質問を中立化する（たとえば、「紛争当事者は、いかなる権利と義務を有するか」というように、表現を和らげる）ことを求めることができる。
- 3) 事実調査報告書は、ICの段階では、従来と同じく多元的（複眼的）に作成し、報告書の作成にあたっては、事実と法について、提訴人も、ICも、それを断定してはならない。
- 4) 事実と法について、最終的に判断するのは、ICではなくて、将来15名の国際法の専門家によって構成されるWOCIHRACである。現在まで、アジア地域には、そこに共通する常設国際裁判がひとつも存在しなかったことを鑑みるなら、アジア人権裁判所の設立したい、アジア法治社会の発展において一里塚を印すものとなろう。

COMMENT

多賀 秀敏 (早稲田大学)

国境を越えた紛争を裁判で解決する。誰の目にも当然に見えて、現代国際社会で最も実行が困難な分野である。その障害を取り払う試みが、本報告の世界市民法廷（WOCIT）の創設であろう。第一に、当事者同意の原則をはずした。第二に、提訴しうる「国際社会のアクター」を大幅に拡大した。利害関係者以外も提訴できる。第三に、判事が多様性をもった母集団から選任される。

問題点は、第一に、国際法のみを侵犯者に限ったことから、たとえば、特定の条約に非加入の国民をどう扱うかという事態が生ずる点にある。第二に、利害関係者以外にも、提訴権が確保されたが、本当にこの裁判を必要とする第三世界の構造的暴力に喘ぐ最底辺の人びとにいかにしてこの裁判所を理解利用してもら得るのか疑問が残る。さらに、構造的暴力の場合、加害者不在のまま裁判というケースとにてくる。第三に、この裁判所の存在を知らしめるには、インターネットとマ

ス・メディアが有力である。インターネットには、第二と同じ問題が起きよう。マス・メディアが役割を果たす社会は、潜在的に人権が擁護される可能性が高く、この裁判所を必要としない。

課題は、この組織を世界に知らしめ、同時に、権威をもたせることである。そこから拘束力も強化されよう。財源も必要とされる。当面、アジアの人権問題に絞り込むことは賢明な方策である。ヘルシンキ・プロセスではミサイルと人権とが一緒に来たといわれた。

世界中の自治体にネットを張る計画があるので、現状のままでも、たとえば、米国のイラク侵攻など問いかければ、世界のオピニオン・ポールとしての役割をはたせる。また、どこに被害を訴えてよいかわからない民衆のために、中立的な法律相談Q&Aの地球規模のコーナーとしての役割もはたせるだろう。これが成功すれば21世紀に人類は画期的な精神的財産を獲得しうる。

地方自治体の外交活動に関する理論的考察¹

吉田 均 (環日本海経済研究所)

1、研究の背景と目的

世界は今、従来の中央政府と国連などを中心とした国家主体による二元的国際関係から、さらに地方自治体・NGOなどの非国家主体を加えた多

元主義的な国際関係への移行期にある。しかし日本では、地方自治体の国際協力は活発であるものの、中央政府レベルでは、欧州諸国と比較すると、多元主義的な国際主体の内、地方自治体の役割に対する関心が薄く、中央政府の外交政策としても

¹ 本報告は、次の論文の骨子をまとめたものである。拙稿、2003年、「地方自治体の外交活動に関する理論的考察—国民参加型協力の新たな展開に向けて—」、『国際開発学研究』（2003年12月予定）、勁草書房。